

## 議案第125号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、<u>地方公務員法第22条の3第1項</u>、<u>育児休業法第6条第1項第2号</u>又は<u>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項</u>に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、<u>地方公務員法第22条第2項</u>、<u>育児休業法第6条第1項第2号</u>又は<u>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項</u>に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。